

令和7年4月1日

東京都立深沢高等学校

生徒指導部

【頭髪・服装・その他】

以下の①～⑤に相当する行為を禁止する。

- ① 染髪
- ② エクステ・脱色
- ③ 頭髪の過度な加工
- ④ 異装（指定の制服・ブレザー以外の服装）
- ⑤ 化粧・ピアス(透明ピアスを含む)・カラコン・つけまつ毛・爪の加工・色付きリップ ただし、上記の①～⑤以外にも本校教職員が本校生徒としてふさわしくないと判断する全ての頭髪・服装・その他を禁止とする。

【遅刻・早退】 以下の①～③に相当する行為には厳しい指導を行う。

- ① 遅刻
- ② 早退
- ③ 中抜け（授業欠席）

ただし、上記①～③の行為も正当な理由があり担任に許可を得ている場合、この限りではない。

【特別指導】 以下の①～⑥に相当する行為を特別指導の対象とする。

- ① 喫煙・飲酒
- ② 暴力行為・いじめ
- ③ 授業妨害・授業放棄・暴言
- ④ オートバイ・車等による登下校
- ⑤ 携帯電話（スマートフォン）・インターネット上での誹謗中傷、不適切な個人情報の取り扱い等
- ⑥ 法律で禁じられている行為 ただし、上記の①～⑥以外にも本校教職員が指導相応と判断する全ての行為を特別指導の対象とする。

【その他】 情報通信機器等の使用について

登校後、授業に必要な全ての情報通信機器等(授業で使用するPCをのぞく)をロッカーに入れ、下校時まで使用することができない（ただし、昼休み・緊急時をのぞく）。